

石狩市受付印	※処理事項	発信年月日 通信日付印 確認印	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
							010
年 月 日 石狩市長			法人番号		申告年月日 年 月 日		
所在地 <small>本市が支店等の場合は本店所在地と併記</small>			事業種目				
(ふりがな)	(電話)		前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (40)	() 円			
法人名			前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 (42)				
(ふりがな) 代表者氏名	経理責任者氏名		前期末現在の資本金等の額 (43)				

年 月 日 から 年 月 日 までの 事業年度分又は連結事業年度分 の市民税の予定申告書 ※

摘 要	税 額	税 額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18の金額)	①	00 円
予定申告税額 (①×6/前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②	00 円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00 円
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④	00 円
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
円 × ⑤ / 12	⑥	00 円
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥	⑦	00 円

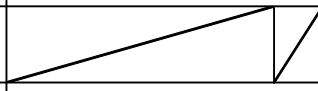
本市内に所在する事務所、事業所又は寮等		本市分の均等割の 税率適用区分に 用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間		年 月 日 から	年 月 日 まで
		前事業年度又は前連結事業年度の期間		年 月 日 から	年 月 日 まで
		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		円	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨	() 円	区 名	※区コード	月数
法人税割額	⑩		従業者数		均等割額
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪		人		00 円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫				00 円
外国の法人税等の額の控除額	⑬				00 円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭				00 円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮				00 円
納付すべき法人税割額⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯				
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰				
差引法人税割額 ⑯-⑰	⑱				

関与税理士 署名 (電話)

石狩市受付印	※処理事項	発信年月日 通信日付印	整理番号 確認印	事務所 区分	管理番号	申告区分 010	
	年 月 日 石狩市長			法人番号	申告年月日 年 月 日		
所在地 <small>本市が支店等の場合は本店所在地と併記</small>	(電話)			事業種目			
(ふりがな) 法人名				前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (40)	() 円		
				前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 (42)			
(ふりがな) 代表者氏名	経理責任者氏名				前期末現在の資本金等の額 (43)		

年 月 日 から 年 月 日 までの 事業年度分又は連結事業年度分 の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額		① 円
予定申告税額 (①×6/前事業年度又は前連結事業年度の月数)		②
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③		④
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤  月
	円 × ⑤ / 12	⑥
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥		⑦

本市内に所在する事務所、事業所又は寮等		本市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
		前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	円
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨ () 円	指 定 場 合 都 合 の 市 に ⑥ の 申 告 計 算 する	
法人税割額	⑩	区 名	※区コード
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	月数	従業者数
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫		人
外国の法人税等の額の控除額	⑬		均等割額
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭		円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
納付すべき法人税割額⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯		
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰		
差引法人税割額 ⑯-⑰	⑱		

関与税理士 署名 (電話)